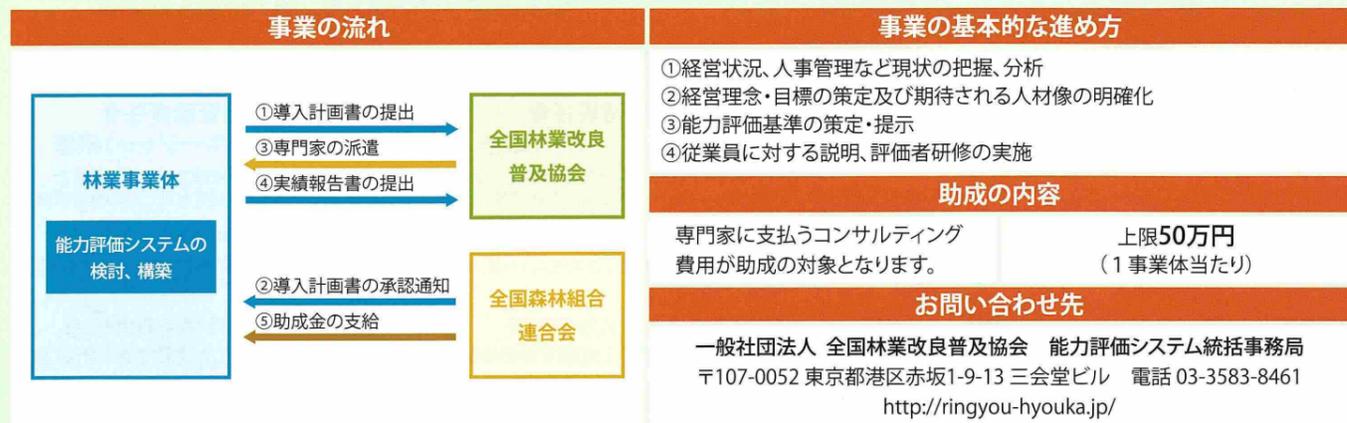


能力評価システム等導入支援

能力評価システム等導入支援とは、従業員の能力を客観的に評価して、能力に応じた処遇の実施や従業員の計画的な人材育成など実現できる仕組みを作るための支援です。
経営者と従業員が評価の基準を共有し、適正な評価を通じて従業員のキャリアアップと経営理念の実現を目指す仕組みです。



相談窓口

「緑の雇用」現場技能者育成推進事業への参加申し込み、お問い合わせはこちらへ。

北海道 一般社団法人 北海道造林協会	011-200-1381	和歌山県 一般社団法人 わかやま森林と緑の公社	073-448-0505
青森県 青森県森林組合連合会	017-723-2657	鳥取県 鳥取県森林組合連合会	0857-28-0121
岩手県 公益財団法人 岩手県林業労働対策基金	019-653-0306	島根県 島根県森林組合連合会	0852-21-6247
宮城県 公益財団法人 みやぎ林業活性化基金	022-217-4307	岡山県 岡山県森林組合連合会	086-222-7671
秋田県 秋田県森林組合連合会	018-866-7421	広島県 広島県森林組合連合会	082-228-5111
山形県 山形県森林組合連合会	023-688-8100	山口県 山口県森林組合連合会	083-922-1955
福島県 福島県森林組合連合会	024-523-0255	徳島県 徳島県森林組合連合会	088-676-2200
福島県 公益社団法人 福島県森林・林業・緑化協会	024-521-3270	香川県 香川県森林組合連合会	087-861-4352
福島県 磐城林業協同組合	0246-21-6211	愛媛県 愛媛県森林組合連合会	089-941-0164
茨城県 公益社団法人 茨城県林業協会	029-225-5949	高知県 高知県森林組合連合会	088-855-7050
栃木県 栃木県森林組合連合会	028-637-1450	高知県 高知県素材生産業協同組合連合会	088-883-8504
群馬県 群馬県森林組合連合会	027-261-0615	福岡県 公益財団法人 福岡県水源の森基金	092-712-1443
埼玉県 埼玉県森林組合連合会	048-822-5266	佐賀県 佐賀県森林組合連合会	0952-23-4191
千葉県 千葉県森林組合連合会	043-227-8231	長崎県 長崎県森林組合連合会	0957-27-1755
東京都 公益財団法人 東京都農林水産振興財団	042-528-0643	熊本県 熊本県森林組合連合会	096-285-8688
神奈川県 神奈川県森林組合連合会	0463-88-6767	大分県 大分県森林組合連合会	097-545-3500
新潟県 新潟県森林組合連合会	025-261-7111	宮崎県 宮崎県森林組合連合会	0985-25-5133
富山県 富山県森林組合連合会	076-434-3351	宮崎県 公益社団法人 宮崎県林業労働機械化センター	0985-29-6008
石川県 公益財団法人 石川県林業労働対策基金	076-237-0121	鹿児島県 鹿児島県森林組合連合会	099-226-9471
福井県 福井県森林組合連合会	0776-38-0345	沖縄県 沖縄県森林組合連合会	098-888-0676
山梨県 山梨県森林組合連合会	055-273-0511	全国森林組合連合会	03-3294-9712
長野県 一般財団法人 長野県林業労働財団	026-225-6080		
岐阜県 岐阜県森林組合連合会	058-275-4897		
岐阜県 一般社団法人 岐阜県森林施業協会	058-215-0681		
静岡県 静岡県森林組合連合会	054-253-0195		
愛知県 公益財団法人 愛知県林業振興基金	052-953-3608		
三重県 三重県森林組合連合会	059-227-7355		
滋賀県 滋賀県森林組合連合会	077-522-4658		
京都府 京都府森林組合連合会	075-841-1030		
大阪府 一般社団法人 大阪府木材連合会	06-6538-7524		
兵庫県 兵庫県森林組合連合会	078-341-5082		
兵庫県 兵庫県木材業協同組合連合会	078-371-0607		
奈良県 奈良県森林組合連合会	0742-26-0541		

「緑の雇用」総合ウェブサイト RINGYOU.NET

こちらのサイトでも各種情報を提供しています。

<http://www.ringyou.net/>



「緑の雇用」

現場技能者育成推進事業

林野庁補助事業

間伐作業等を効率的に行える現場技能者の育成に取り組む事業者を応援します。





「緑の雇用」現場技能者育成推進事業(林野庁補助事業)

林業への新規就業者を一人前の現場技能者として育成するには少なくとも5年程度必要とされています。
 しかし、育成にかかる費用は事業体にとっては負担が大きく、新規採用を抑制する要因の1つとなっています。
 「緑の雇用」現場技能者育成推進事業では、将来の現場技能者を育成するために研修を実施する認定事業体*に対し、助成を行います。

*認定事業体とは
 「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事から改善計画^(※)の認定を受けた事業体

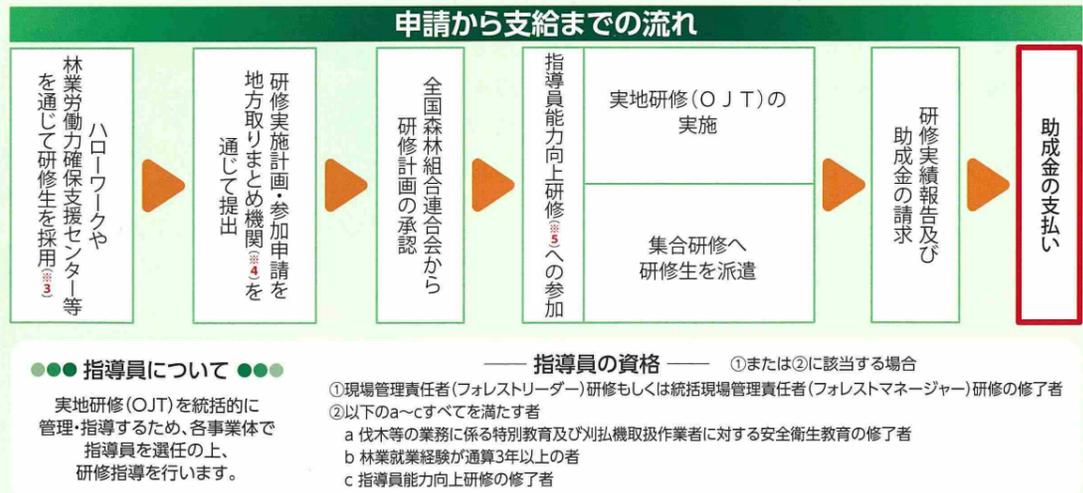
※ 労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画

研修の体系

研修の種類	トライアル雇用	林業作業士(フォレストワーカー)研修			現場管理責任者(フォレストリーダー)研修	統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)研修
	本格採用前	1年目	2年目	3年目		
研修生の要件	①労働条件等を明確にした雇用契約により採用される者 ②研修修了後、5年以上就業できる年齢である者 ③林業就業に必要な健康状態の者 ④林業就業経験：通算1年未満等	①労働条件等を明確にした雇用契約により採用される者 ②研修修了後、5年以上就業できる年齢である者 ③林業就業に必要な健康状態の者 ④林業就業経験：通算2年未満 ⑤当該年度を通じた就業を予定している者 ⑥林業就業に対する意識が明確な者	①林業作業士(フォレストワーカー)研修(1年目)を修了している者 ②研修修了後、5年以上就業できる年齢である者 ③林業作業士(フォレストワーカー)研修(1年目)修了後、3年以上経過していない者等	①林業作業士(フォレストワーカー)研修(2年目)を修了している者 ②研修修了後、5年以上就業できる年齢である者 ③林業作業士(フォレストワーカー)研修(1年目)修了後、4年以上経過していない者等	①林業就業経験：通算5年以上 ②研修を受講するにふさわしい一定の技術水準を有する者 ③現場管理を行う(見込み含む)者 ④研修修了後、5年以上就業できる年齢である者	①林業就業経験：通算10年以上 ②研修を受講するにふさわしい一定の技術水準を有する者 ③統括現場管理を行う(見込み含む)者 ④研修修了後、5年以上就業できる年齢である者
実地研修(OJT)	○	○	○	○	—	—
集合研修	—	林業作業の基本と安全(28日間程度の座学と実習) 【研修中に取得する安全講習等】 ・普通救命講習 ・刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育 ・伐木等の業務に係る特別教育 ・玉掛け技能講習 ・小型移動式クレーン運転技能講習 ・網猟・わな猟	基礎力の定着・向上(29日間程度の座学と実習) 【研修中に取得する安全講習等】 ・不整地運搬車運転技能講習 ・荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育 ・機械集材装置の運転の業務に係る特別教育 ・車両系建設機械(整地等)運転技能講習 ・走行集材機械の運転の業務に係る特別教育	林業機械を使用した林業作業(21日間程度の座学と実習) 【研修中に取得する安全講習等】 ・簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育 ・伐木等機械の運転の業務に係る特別教育	現場におけるコスト・工程管理(16日間程度の座学と実習) 【研修中に取得する安全講習等】 ・造林作業の作業指揮者等安全衛生教育 ・はい作業主任者技能講習 ・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	経営的リーダーシップ・企画・運営(10日間程度の座学と実習) 【研修中に取得する安全講習等】 ・安全衛生推進者養成講習

助成の内容・上限

技術習得推進費	90,000円/月(最大3ヶ月)	90,000円/月(最大8ヶ月)	90,000円/月(最大8ヶ月)	90,000円/月(最大8ヶ月)	技術習得推進費	90,000円/年	90,000円/年
研修生1人当たりの上限(定額)					研修生1人当たりの上限(定額)		
労災保険料	技術習得推進費に応じた労災保険料(60/1,000)(最大3ヶ月)	技術習得推進費に応じた労災保険料(60/1,000)(最大8ヶ月)	技術習得推進費に応じた労災保険料(60/1,000)(最大8ヶ月)	技術習得推進費に応じた労災保険料(60/1,000)(最大8ヶ月)	旅費	日当	2,200円/日
指導費 ^{※1}	5,000円/日(上限60日)	5,000円/日(上限140日)	5,000円/日(上限140日)	5,000円/日(上限140日)		宿泊費	9,800円/日
指導員1人当たり(定額) ^{※2}						車賃	37円/km
研修業務管理費		20,000円/月(最大8ヶ月)				交通費	実費
雇用促進支援費(住宅手当)	20,000円/月(最大3ヶ月)	20,000円/月(最大8ヶ月)	—	—		研修生1人当たりの上限	実費
就業環境整備費(社会保険)	—	10,000円/月(最大8ヶ月)	10,000円/月(最大8ヶ月)	10,000円/月(最大8ヶ月)			
資材費	40,000円	40,000円(但し、トライアル雇用で同助成を受けていない研修生のみ)	—	—			
研修準備費(チェーンソー・刈払機)	—	100,000円	—	—			
安全向上対策費(防護ズボン・ブーツ)	—	50,000円	50,000円	50,000円			
研修環境整備費(簡易トイレ・休憩所のレンタル)	—	20,000円/月(最大8ヶ月)	20,000円/月(最大8ヶ月)	20,000円/月(最大8ヶ月)			



※1: 研修生の人数の合計に応じて配置される指導員の数に応じて助成します。
 ※2: 指導員の助成について、別途定められた要件を満たす事業所がある場合はその事業所を1事業体とみなすことができます。
 ※3: トライアル雇用と林業作業士(フォレストワーカー)研修(1年目)(トライアル雇用から引き続きの場合を除く)のみ
 ※4: 林業労働力確保支援センター等(一部の都道府県では、森林組合連合会等の場合があります。)
 ※5: 各都道府県の集合研修機関において別途実施します。